

本 間 通 信

～ 税制改正 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充 ～

特例対象個人（夫婦のいずれかが40歳未満の者、または年齢19歳未満の扶養親族を有する者）が認定住宅等の新築等をして、令和7年中に居住の用に供した場合の住宅借入金の年末残高の限度額が上乗せされます。

また、床面積要件の緩和措置についてでは、令和7年12月31日以前に建築確認を受けた家屋について適用されます。

住宅の区分	借入限度額		控除率	控除期間
	特例対象個人以外	特例対象個人		
認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	4,500万円	5,000万円	0.7%	13年
ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円		
省エネ基準適合住宅	3,000万円	4,000万円		

住宅の区分	床面積要件	合計所得要件
認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	50m ² 以上 (令和7年中までに建築確認を受けた新築住宅は40m ² 以上)	2,000万円以下 (床面積40m ² 以上50m ² 未満については1,000万円以下)
ZEH水準省エネ住宅		
省エネ基準適合住宅		

適用時期 令和7年限りの措置となります